

女性活躍推進法における特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

胎内市長
胎内市議会議長
胎内市農業委員会
胎内市教育委員会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づき、特定事業主行動計画による取組について、平成30年度の実施状況を公表します。

1 活躍支援

◆目標

- 平成31年度までに課長級職の女性割合を10%以上とする。
- 平成31年度までに「係長級以上への昇任を望む」女性割合を女性全体の30%以上とする。

◆状況（各年度4月1日時点での在職状況）

【課長級】

	男性	女性	合計	女性割合
平成28年度	20人	0人	20人	0.0%
平成29年度	20人	0人	20人	0.0%
平成30年度	17人	2人	19人	10.5%

【係長級以上】

	男性	女性	合計	女性割合
平成28年度	65人	15人	80人	18.8%
平成29年度	66人	14人	80人	17.5%
平成30年度	62人	18人	80人	22.5%

◆取組内容

- 39歳以下の男性職員を対象に、女性活躍推進に係る研修会を実施した。（テーマ：男性職員の家事、育児への参加とワーク・ライフ・バランス）
- 外部機関が実施する女性職員のキャリア形成を支援する研修への参加を促進した。（3名参加。テーマ：女性職員のキャリアアップ研修）

2 両立支援

◆目標

- 男性の育児休業取得者数を毎年度1名以上とする。
- 配偶者出産休暇の取得率を毎年度80%以上とする。
- 職員の年次有給休暇取得日数を毎年度10日以上とする。

◆状況

（男性の育児休業取得者数）

	対象者数	取得者数
平成28年度	7人	1人
平成29年度	6人	0人
平成30年度	6人	0人

（配偶者出産休暇の取得率）

	対象者数	取得者数	取得率
平成28年度	7人	6人	85.7%
平成29年度	6人	6人	100.0%
平成30年度	6人	6人	100.0%

(職員の年次有給休暇取得日数)

	取得日数
平成28年度	8.1日
平成29年度	8.7日
平成30年度	8.8日

◆取組内容

- 出産、育児に関する勤務条件等をまとめた冊子「子育て応援ハンドブック」の改訂に際し、男性職員へ育児休業取得を呼びかけた。
- 子が生まれた職員に対して制度の説明を行った。
- 6月を年次有給休暇の取得キャンペーン期間とし、期間中に全職員が1日以上 of 年次有給休暇を取得するよう呼びかけた。

公表日：令和元年9月3日